

介護老人保健施設平成園 重要事項説明書

1 ご利用いただく施設

法人名	医療法人 慈政会
名称	介護老人保健施設 平成園
管理者	施設長 大垣 治幸
所在地	〒306-0012 茨城県古河市旭町一丁目17番39号
電話	0280-31-5998
FAX	0280-31-7767
事業所番号	0850480013
利用定員	100名（内、数床を短期入所用として利用）

2 施設の職員体制

施設長	常勤換算で1名以上
医師	常勤換算で1名以上（施設長兼務）
薬剤師	常勤換算で0.34名以上
看護職員	常勤換算で8.5名以上
介護職員	常勤換算で21.1名以上
介護支援専門員	常勤換算で1名以上
理学療法士	常勤換算で1名以上
支援相談員	常勤換算で1名以上
事務職員	3名以上
栄養士	1名以上

但し、管理者、医師、事務、栄養士については、通所リハビリテーション兼務とする。

3 介護老人保健施設サービスの対象者

病状が安定期にあり入院治療の必要はないものの、医学的管理のもとにおけるリハビリや看護、介護が必要な要介護者であって、介護保険要支援・要介護認定において、要介護1～要介護5の認定を受けた方が対象です。

4 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護老人保健施設として、利用者様の状況等に応じて適切な介護・看護・リハビリテーション等のサービスを提供することを目的とします。
運営方針	当施設にあっては、施設サービス計画に基づき、要介護状態等となった場合においても、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者様の心身機能の維持回復を図ります。また、常に利用者様の立場に立って、サービスの提供に努めるものとします。

5 利用者様の権利擁護等について

(1) 基本的人権の尊重

利用者様が人として持っている基本的な権利（思想・信教・言論・プライバシーなど）は公共の福祉に反しない限り、いかなる場合においても制限・侵害をしません。

(2) 虐待の防止

すべての職員は、利用者様に対し、いかなる状況においても、身体的虐待、精神的虐待又はそれに類するいかなる虐待もしません。

(3) 無差別平等

すべての職員は、利用者様の国籍、信条、性別、門地、社会的身分又はこれらに類するいかなる事由によっても差別をしません。

(4) 個別性の尊重

利用者様の独自性、個性を尊重し、個々人に即した適切な援助を行ないます。

6 施設の設定

居 室	一階 8 床（個室8）
	二階 46床（二床室11、四床室6）
	三階 46床（二床室11、四床室6）
浴 室	一般浴槽 1ヶ所
	特別浴槽 2ヶ所
機能訓練室	110.82㎡

（1人当たりの床面積は8.0㎡以上となります）

7 サービス内容

入浴、排泄、着替え等の介護	機能回復訓練・日常生活訓練
食事の提供	相談援助サービス
服薬管理、健康管理、処置等の医療・看護	要介護認定申請などの手続き代行
教養・娯楽設備の提供及びレクリエーション行事	その他生活サービス

8 ジェネリック医薬品（後発医薬品）及び、薬剤調整

当園入所中に処方されるお薬につきましては、効果は同じですが名前の違う薬を使用する場合があります。また、入所中に主治医の先生と連携してお薬の減薬をする場合もあります。

9 ナースコール

スタッフにご用の際は、病床ごとに設置されたナースコールをご利用いただくことができます。ナースコールは居室のある階のサービスステーション直通となっております。

10 面会時間

面会時間は毎日8:30～19:00です。受付で面会票のご記入をお願いします。防犯上の理由により、所定の面会時間を定めておりますが、時間外の面会をご希望の際はお電話にてお申し出下さい。

11 外出、外泊

当園での機能訓練や生活訓練の効果を確認するため、または利用者様の気分転換等のために外泊や外出を積極的に推奨しております。ご家族様などにおかれましては、ご協力をお願いいたします。

1 2 利用料金

別紙「利用料金規約」に定める金額と致します。

なお、利用料金等については、法律の改正及び施設体制の変化等により利用期間内に変更になる場合がございます。変更の場合はあらかじめお知らせいたします。

1 3 利用手続き

①利用開始について

支援相談員が相談を受け、主治医の診療情報提供書等をもとに入所判定会議を行ない、サービス提供の可否を決定させていただきます。入所可能な方は契約を締結し、施設サービスの提供を開始いたします。

②利用中止又は休止について

- ・担当の支援相談員にお申し出下さい。
- ・以下の場合はお申し出がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。
 - ※他の介護保険施設等の施設サービス利用を開始した場合。
 - ※要支援・要介護認定区分が「非該当」又は「要支援」と認定された場合。
 - ※利用者様がお亡くなりになった場合。
- ・その他
 - ※介護老人保健施設サービスの提供を必要としない状態と判断される場合。
 - ※利用者様のサービス料金の支払いが、正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
 - ※利用者様の行動が他の利用者様の生命又は身体に重大な影響を及ぼす恐れがあり、通常の介護方法では防止することができない場合。
 - ※利用者様が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺を犯す危険性が極めて高いと判断される場合。
 - ※故意又は重大な過失により法令違反その他重大な秩序破壊行為をした場合。

1 4 サービス内容に関する要望・苦情等相談窓口

担 当	支援相談員
お問合せ	0280-31-5998（匿名でも結構です）

※ロビーに「ご意見箱」が設置されておりますので、匿名投書等も随時、受け付けております。

また、当施設以外にも市町村苦情相談窓口や茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口（電話：029-301-1565）が設置されております。

1 5 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、当施設の医師により必要な処置を講じるほか、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族様等）、救急隊等へ連絡をします。また、必要に応じて当施設の協力医療機関に対応を依頼します。

●協力医科		
名 称	所 在 地	電話番号
古河赤十字病院	茨城県古河市下山町 1150	0280-23-7111
友愛記念病院	茨城県古河市東牛谷 707	0280-97-3000
小 柳 病 院	茨城県古河市稲宮字前久保 1001	0280-97-1110
●協力歯科		
名 称	所 在 地	電話番号
小野寺歯科医院	茨城県古河市東 1-6-26	0280-32-1263
緒方歯科医院	茨城県古河市松並 1-22-10	0280-32-8550
小 柳 病 院	茨城県古河市稲宮字前久保 1001	0280-97-1110

1 6 非常災害対策

非常時対応	別途定める「介護老人保健施設平成園防災計画」に則り、非常時の対応を行ないます。	
避難訓練等	別途定める「介護老人保健施設平成園消防計画」に則り、年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練等を利用者様も参加して行ないます。	
防災設備	スプリンクラー	防火扉・シャッター
	避難階段	屋内消火栓
	自動火災報知機	非常通報装置
	誘導灯	漏電火災報知機
	ガス漏れ報知器	非常用電源
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。	
防災計画等	介護老人保健施設平成園防災計画書を整備。	

1 7 サービス利用に当たっての留意事項

- ①サービス利用の際には、介護保険被保険者証をご提示ください。
- ②施設内の設備や器具は本来の用途・用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ③決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ④他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ⑤金銭・貴重品のお持ち込みはご遠慮ください。
- ⑥針やハサミ等の危険物の持ち込みはご遠慮ください。
- ⑦事業所内での他の利用者様又は職員等に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ⑧火災や震災等の緊急事態発生時は、職員の指示により避難してください。
- ⑨飲酒はできません。

1 8 秘密保持

事業所及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びその御家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

1 9 事故発生防止及び発生時の対応

※別途定める「介護老人保健施設平成園リスクマネジメントに関するガイドライン」に則り、事故防止及び発生時の対応を行います。

※事故が発生した場合は速やかに利用者様のご家族様に連絡し必要な処置を講じます。

※事業者は、サービスの提供中の責めに帰すべき事由により利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者様に対してその損害を賠償（介護老人保健施設総合保障制度）します。